

番号	【医療】 1.
項目	24時間365日、緊急時にも適切に対応できる精神保健福祉医療相談窓口の実施を実現してください。 日中 保健センターの対応は現実ほとんどなされていません。夜間は回線がいっぱいではほとんどつながらない現実です。適正な人員の配置とともに、迅速に相談につながるよう回線をふやしてください。 また、看護師、PSW など国家資格の保有者の配置を実現してください。私たち家族の体験では相談員の「私たちは医療の専門家ではありません。」という対応で不安になりました。
	(回答) 大阪市では、日中は、各区保健福祉センターで、相談・訪問対応を行っております。医療機関の確保が難しい夜間、休日については精神科救急医療の窓口として大阪府及び堺市と共同で、おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神保健福祉士や心理士など業務に必要な知識を有する相談員が、相談内容に応じて、必要な助言や、医療機関や地域の相談支援事業所などの社会資源等の情報提供を行うとともに、精神科医療機関での受診や入院が必要と判断した場合には、受診調整窓口につないでおります。
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 2.
項目	精神科救急医療システムによる受け入れ病院を地域に戻りやすい圏域で配分を実施してください。 大阪市民が府下の遠方の精神科病院への搬送は珍しくありません。 現在は、利用者の希望で病院を選択することは不可能となっていて、退院後の通院が難しく医療を受ける権利が阻害されています。希望する病院に入院できる事を実現してください。
(回答) 精神科救急医療システムの二次救急医療として、大阪府・堺市と共同で平日夜間 7 床、休日日中 6 床、休日夜間 5 床の体制確保を行っておりますが、病床の確保のため、緊急的な受診及び入院に対応できる大阪府下の精神科病院が輪番体制をとっております。 入院の希望があり、医療機関を案内する際には居住地に近い圏域の医療機関を案内するよう配慮しておりますが、救急での対応のため希望に沿った医療機関への入院がかなわない場合もあることをご了承下さい。退院後の通院に関しましては、各区保健福祉センターにおいて、ご本人・ご家族等のニーズを把握しながら、地域等の医療機関におつなぎしています。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 3.
項目	病状悪化で困ったときに、医療とつなぐアウトリーチチームを「にも包括」に提案されている通り実現してください。 現状の移送制度や大阪市の出かけるチームは適切に機能しておらずアウトリーチ事業を補うものとは認められません。
(回答) 本市では、市民の身近な窓口として各区保健福祉センターにおいて精神保健福祉相談員等が電話・面接・家庭訪問等によりさまざまな精神保健福祉相談に応じています。また、嘱託の精神科医師による相談日を設けており、精神保健福祉相談員とともに、ご家族等のご相談をお受けし必要に応じて訪問してご本人の状況を確認し、受診・入院が必要な方にはご本人・ご家族等のニーズを把握しながら、医療機関におつなぎしています。 状況によりこころの健康センターが連携し、でかけるチームによる事例検討、訪問及び面接等の専門的な技術援助・支援を行い、移送制度の利用も実施しています。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 4.
項目	精神科医療機関における身体拘束・行動制限に関する改善を実現してください。 精神保健福祉法で定められている、「一時性、非代替性、切迫性」の3要件でさえ満たされない原則のない運用が現実にあります。国連の障害者権利委員会が日本政府に勧告したように身体拘束の廃止をめざしてください。 隔離拘束に多くの当事者が恐怖で傷ついて、医療不信に陥り、その後適切な治療を受けることが難しくなっています。合併症治療目的ではあっても、人権に配慮して「一時性、非代替性、切迫性」の3要件が満たされるよう、実地指導において検証、指導してください。
(回答) 大阪市では、精神医療に関する制度の適正な運用を確保し、もって患者の人権擁護に資することを目的として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づき、市内に設置された精神科病床を有する病院に対し、関係法令等の遵守状況や病院内の設備、医療環境、応急入院等制度の運用状況、入院患者の処遇等について実地指導を行っています。 特に身体拘束やその他の行動制限に関しては重要項目とし、適正かつ必要最小限の範囲内であるか、期間や理由について診療録への記載等にて確認し、必要に応じて指導しているところです。また、入院患者との面接及び院内巡視の場で、人権に配慮した適切な療養環境の提供がなされているかの視点で聞き取りを行い、身体拘束を含む全ての調査において、家族等への支援も含め、法に定められた範囲に限らず医療機関と意見を交換し、改善に向けての要望を積極的に伝えています。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 5.
項目	精神科病院の虐待事案を令和6年施行の精神保健福祉法実施では通報先を自治体としているが大阪市ではどこの部局が対応するかを明確にしてください。 本来障害者虐待防止法で対応されるべきだと考えますが、当該部署だけで行うのではなく、障害者虐待一般を担当する福祉の部署と情報を共有し、調査も共同で行ってください。虐待の情報は、行政内部だけでなく、自立支援協議会などの第三者機関や第三者委員会に報告し、重要な事案への対処方針は、その判断にゆだねてください。また、入院者に通報の権利と連絡先を周知してください。病院職員には義務と権利、連絡先を周知してください。 改正精神保健福祉法の規定に基づき、今後当事者家族から不適切な行動制限が発生したとの情報があった場合、個人あるいは団体からの通報を受けて大阪市内での精神科医療機関での保健所実地指導の状況を開示してください。 また当事者、家族が虐待と認識した時はどこに通報したらいいかを明確にしてください。
	(回答) 今般の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」）の改正により規定された精神科病院における虐待通報の窓口につきましては、令和6年4月1日より通報専用電話とメールでの受付窓口を大阪市こころの健康センター内に設置いたしました。 法及び厚生労働省の「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」に基づき、大阪市こころの健康センターにて通報等を受付、通報者への聞き取りによる状況把握を実施した結果、虐待が疑わしい場合は、精神科病院への立ち入り検査等による事実確認を行った上で、必要に応じて外部の専門家を構成員として招集した、虐待対応ケース会議を開催し、対応方針を決定します。虐待の事実を認定した場合は、精神科病院に改善命令等を実施いたします。 また、虐待通報の周知につきましては、精神科病院での啓発物の掲示や周知文書の配布等により、入院者及び業務従事者等に確実に情報が行き届くよう、精神科病院に周知を図ったところでございます。 精神科病院での実地指導の状況については厚生労働省通知に基づき、業務従事者による障がい者虐待の状況、虐待があった場合に採った措置、虐待を行った業務従事者の職種を毎年公表いたします。 当事者、ご家族が通報いただく窓口は、下記のとおりになります。 大阪市虐待通報受付窓口（大阪市内の精神科病院における虐待） 【電話】06-6922-6607（平日 9:00~17:30 祝日年末年始・除く） 【メール】kokoro-abuse@city.osaka.lg.jp（対応は開庁日になります）
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 6.
項目	障害者重度医療費助成制度を精神障害者、手帳 1 級所持者だけでなく 2 級、3 級所持者にも拡大してください。 多くの人たちは精神疾患による長い投薬治療で合併症を持つことが多く医療の 3 割負担は障害者負担が重く、治療を控えざるを得ないとの実態をどう認識されるのか明らかにしてください。生活実態は、1 級、2 級、3 級はほとんど同じで、障害者年金での暮らしは大変厳しいものです。 大阪府下では島本町のように自治体単位で独自の助成制度を実現しています。 なぜ大阪市は独自助成をしないのか理由を明らかにしてください。例年財政困難を理由にしていますが、障害者の命にもかかわる事柄の重大さをどのように認識しているかを明らかにしてください。 昨年度回答では訪問看護費用を助成対象としたとのことであるが、疾病治療に対する助成も対象としてください。
	(回答) 現在の本市の重度障がい者医療費助成制度の対象者や自己負担額につきましては、平成 30 年度に大阪府と府内市町村で協議のうえ、「時代の要請から、精神障がい者・難病患者やDV被害者への対象拡充等が必要」「持続可能な制度の構築」との視点から、制度の再構築を行い設定したものに準じています。 この再構築がさまざまな福祉サービス・公費負担医療等の実情や時代背景に基づいて検討・議論を重ねたうえで実施されたものであることも踏まえ、今後の制度のあり方の検討にあたりましては、財源の確保も含めた中長期的な制度の持続可能性や社会情勢も考慮していく必要があると考えております。 本市としましては国や大阪府の動向を注視するとともに、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう、「重度障がい者医療費助成制度が障がいがある方の重要なセーフティネットであり、国民の生命と健康を守る制度は、本来国の責任において実施すべきである」と、引き続き要望を行ってまいります。重ねて、大阪府に対しても助成対象の拡充について引き続き働きかけてまいりたいと考えております。 また、府内で障がい者に対する独自の助成を行っている市町村は少数ですが、本市では一定要件を満たす障がい者に対し、入院時の食事療養にかかる自己負担に対する助成を実施しています。 なお、重度障がい者医療費助成制度の資格を有する方の疾病治療は、訪問看護費用を含め、保険適用となる医療費を助成対象としています。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	【医療】 7.
項目	いったん廃止された障害者の老人医療制度（65 歳以上の手帳 2 級所持者にも重度医療費助成制度を対象とする）を復活させてください。 高齢になると 1 級者のみならず、抗精神病薬の長期服用をしているため一般の同年齢の人より合併症を併発しやすく、複数科にかかることは珍しくなく、3 割負担では受診を控えざるを得ないことが実態です。 このような健康な生活をまもることが難しい実態についてどのような対策を実施するか明らかにしてください。
（回答） 大阪府において福祉医療費助成制度に関し、助成の対象や範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図ることとして、平成 30 年 4 月診療分から制度の改正が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額の増加が見込まれることから持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものです。 また、本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施しておりますが、本市の厳しい財政状況から、大阪市独自の制度として老人医療費助成制度を創設することは困難であると考えます。 本市としましては国や大阪府の動向を注視するとともに、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう、引き続き要望を行ってまいります。重ねて、大阪府に対しても助成対象の拡充について要望しているところであり、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	【医療】 8.
項目	コロナが５類に移行したことにより、PCR 検査やコロナ治療費の窓口負担が重くなり、障害者の生活を圧迫するものになっています。従来通り無料にしてください。 諸物価高騰の折、障害者年金を頼りにする暮らしは大変厳しくなっています。障害者年金を頼る障害者の暮らしの現状を踏まえ、障害者の命を守る施策として、従来通り無料を要望します。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが５類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用の公費負担を終了しています。医療機関において医師が検査の必要性を判断した場合は、保険適用にてPCR検査や抗原検査を行っています。 また、医療費につきましても、検査費用と同様に５類移行に伴い、医療費の全額公費負担を終了していますが、国の方針等に基づき令和６年３月末までは、患者の急激な負担増を避けるため、入院医療費及び新型コロナウイルス感染症治療薬（以下「治療薬」という。）の薬剤費（手技料等除く）の一定の公費負担を実施しております。 入院医療費・・・高額療養費の自己負担限度額から原則１万円を減額 治療薬（※）・・・医療保険の自己負担割合の区分ごとに段階的に設定 自己負担割合が１割の方で３,０００円、２割の方で６,０００円、３割の方で９,０００円 令和６年４月以降の、新型コロナ治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じてご負担いただくこととなりますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。 今後も大阪府などの関係機関と連携しながら、引き続き感染の拡大防止に努めてまいります。 （※）経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限られています。	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	【医療】 9.
項目	医療中断がひとつの要因となって、2016 年に門真市で、2022 年に大阪市東住吉区で、精神障害の当事者が刑事事件の罪を背負う事件が起きました（補足資料参照）。いずれも医療機関や行政から適切な支援がなされず、当事者と家族が孤立して問題を抱え込まざるを得ない現実がその背景にあります。門真市の事件は 2022 年 10 月の大阪地裁で、親の監督義務違反だとして損害賠償を命じる判決が出されました。私たち家族は、医療継続の責任が家族と当事者のみに負わされることに理不尽さを感じています。医療機関や行政がその責任を果たすべきです。 昨年度は困難な事例については各区保健福祉センター相談員とこころの健康センターの協力、技術指導により対応するとの回答でしたが、実際には、東住吉区の事件の経過では各区相談員とこころの健康センターとの技術提携と協力は希薄ではないでしょうか。各区での困難事例がこころの健康センターへの報告、相談がなされていない様子があります。現状でも医療中断の事例に対して、区の相談員に相談しても、本人から訴えがない限りは介入しないとして、一人暮らしでの長期間の医療中断で金銭の浪費、過度な飲食、訪問した家族への暴力など不安定になっていてもほぼ放置されているとしか言えないという情報があります。 上記のような実態を、大阪市としてどのように認識されているのか、明らかにしてください。そして、こうした不幸な事件を二度と起こさないよう、関係機関の対応を改善する方策を示してください。
	（回答） 本市では、各区保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、精神保健福祉に関する課題を抱える本人だけでなくご家族、支援者等からの精神保健福祉相談に対応しているところです。嘱託の精神科医師による相談日も設けています。対応の困難な事案については、こころの健康センターが技術的支援を行い、連携して対応にあたっています。また、でかけるチームによる事例検討、訪問及び面接等の専門的な技術援助・支援も実施しています。
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 1. ①
項目	大阪市職員並びに一般市民（教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員）への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。 昨年度の実施状況（日程、場所、内容）を明らかにしてください。昨年度の状況はすべての、行政職員、教職者、一般市民の受講が進められているとはいいいがたいのではないかと推測されます。 また今後それぞれの研修の場に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。 今後、大阪市は上記を進めるためにどのような計画をされるのかを明らかにしてください。
（回答） 精神疾患は誰もがかかる可能性のある病気であり、早期に児童生徒の不調を理解したり本人や家族からの相談に対応したりするためにも教職員研修が重要ですが、教職員研修の実施はできておりません。 今後は、当事者や家族の方々の体験や思いにふれる内容も含め、研修内容の充実を検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教育センター 教育振興担当 電話:06-6572-0603

番号	【地域生活】 1. ①
項目	<u>大阪市職員並びに一般市民（教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員）への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。</u> 昨年度の実施状況（日程、場所、内容）を明らかにしてください。昨年度の状況はすべての、行政職員、教職者、一般市民の受講が進められているとはいいいがたいのではないかと推測されます。 また今後それぞれの研修の場に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。今後、大阪市は上記を進めるためにどのような計画をされるのかを明らかにしてください。
（回答） こころの健康センターでは、市民に対する精神保健福祉に関する知識や精神障がいについての正しい知識などの普及啓発を目的として、こころの健康講座、ひきこもり市民講座、思春期関連問題市民講座等を実施しています。また、保健福祉センター職員や地域の相談支援機関等の職員を対象とした精神保健福祉関係職員研修も実施しています。 こころの健康講座や精神保健福祉関係職員研修では、当事者を講師として、ご自身の体験を含めた講義を行っていただいています。 今後も、市民の精神疾患・精神障がいに関する理解が進むよう、効果的な普及啓発を行ってまいります。 （下線部について回答）	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】1. ①
項目	精神疾患理解や精神障害者の権利にかかわる人権教育は世界水準での小学校高学年から開始することの重要性を昨年要望したところ、その重要性は認識しているとの回答であったが、その後の実施状況を明らかにしてください。
(回答) 本市では「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら計画的に取り組むことを示しています。 これらをふまえ、各学校園には「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の作成を指示し、個別的な人権課題への取組等、具体的な計画を作成するよう示すなど、これまで人権教育の推進に努めてまいりました。その間、個別的な人権課題も多様化し、法務省が示す主な人権課題は 17 にまで及んでいます。 主な人権課題として学校園で取り組んでいます実績としましては、「障がいのある人」について 93.5% となっており、その中には、精神疾患理解の内容も含まれるものではありませんが、児童生徒の発達段階も鑑み、より適切に取り組む必要があると考えています。 各学校園においては、文部科学省より「心の健康・精神疾患」に関する内容の充実に関して、心の健康・ストレス対処等に関する内容が示されています心の健康に関する内容を、小中学校の保健の学習において、それぞれの発達段階に応じた指導を行っています。 また、精神疾患を理解するための資料として、平成 15 年に「精神障がい者の理解を深めるために」の冊子を作成しております。本冊子と合わせて、大阪府教育委員会作成の冊子『精神障がいについての理解を深めるために』（平成 20 年5月改訂）の活用につきましても校長会・教頭会等において周知を行い、精神疾患や精神障がいに関しての教育が促進されるよう今後も努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話:06-6208-8128

番号	【地域生活】2. ①									
項目	公営住宅の障害者単身入居枠について、一昨年度、昨年度の実施数を開示してください。									
(回答) 本市では、定期募集及び親子近居等募集の単身者向け申込については、原則として大阪市内に居住していること(大阪市内に住民登録していること。)、収入が一定額以下であること及び住宅に困窮し単身で居住され日常生活ができる方のうち年齢が 60 歳以上の方、身体障がい者手帳(1～4級)の交付を受けている方、精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方又は療育手帳(認定カード)の交付を受けている方等であることの条件を満たしている方に入居を認めています。 また、福祉目的募集においては、平成 13 年度からは障がいのある方を対象としたケア付住宅の募集を行っており、平成 30 年度からは、ケア付住宅以外の一部の住宅においても高齢者の方や障がいのある方(身体障がい者手帳の所持者[ただし、障がいの程度が1級から4級までであること]、精神障がい者保健福祉手帳の所持者又は同程度の障がいがある方等)の単身申込みを可能としたところです。 そのため、本市では、障がい者の単身の方向けの申込枠は設定しておらず、定期募集等における単身向け募集若しくは福祉目的募集における障がい者住宅の単身申込可の住宅へお申込みいただくこととなるため、当該申込みに係る実績数は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期募集等の単身者向け</td><td>637 戸</td><td>664 戸</td></tr> <tr> <td>福祉目的募集の単身申込可の住宅</td><td>障がい者住宅:32 戸 ケア付き住宅:5 戸</td><td>障がい者住宅:31 戸 ケア付き住宅:1 戸</td></tr> </tbody> </table> なお、様々な事情により速やかに住宅の確保を必要とされる方を対象に随時募集を行っており、随時募集の一部住宅においては単身者向け申込資格を満たしておられれば、お申込みが可能な住宅もあります。 今後とも、関係局とも連携しながら、住宅困窮者への住宅供給に努めてまいりたいと考えております。			令和4年度	令和3年度	定期募集等の単身者向け	637 戸	664 戸	福祉目的募集の単身申込可の住宅	障がい者住宅:32 戸 ケア付き住宅:5 戸	障がい者住宅:31 戸 ケア付き住宅:1 戸
	令和4年度	令和3年度								
定期募集等の単身者向け	637 戸	664 戸								
福祉目的募集の単身申込可の住宅	障がい者住宅:32 戸 ケア付き住宅:5 戸	障がい者住宅:31 戸 ケア付き住宅:1 戸								
担当	都市整備局 住宅部 管理課(入居契約担当) 電話:06-6208-9264									

番号	【地域生活】 2. ②
項目	大阪市平野区の市営住宅の自治会当番について自治会の対応で障害者が自死する事件がありました。その後住民および自治会の障害に対する意識改革のためにどのようなことがなされたかを明らかにしてください。 市営住宅自治会は自治組織であり、大阪市が介入することはできないとの昨年度の回答であったが、大阪市が設置した住まいにたいして、管理、運営の指導が不可能であるとの理由は成立しないのではないのでしょうか。住民には自治会だよりで啓発をされたとのことですが、さらに当事者・家族の体験による障害の実際と思いを伝えることが大事です。また、都市整備局、住宅管理センター職員に対しても、福祉局職員による研修をされたとのことですが、やはり当事者・家族が体験と思いを伝える機会を作り、障害の実際と思いを伝えることが大事です。 また、清掃の手間に関してはシルバー人材センターなど業者委託などで、負担軽減を図るべきであり、それに対する手間賃も行政負担で実施してください。
	(回答) 自治会等は、入居者の皆様に自主的に運営している任意団体（いわゆる権利能力なき社団）であるため、公営住宅の事業主体である本市は自治会等に対して管理・監督する立場にはございませんが、入居者の皆様には、入居時などの様々な機会をとらえて自治会活動の重要性や人権に関する啓発を行っております。 障がいや理由とする差別をなくすためには、市営住宅にお住いのすべての皆様に障がいについての理解を深めていただくことが大変重要であると考え、これまで関係部局と連携し、市営住宅の掲示板への啓発チラシの掲出、「住宅だより」への啓発文の掲載などの取組を行ってきており、また令和5年12月発行分の「住宅だより」へ新たな啓発チラシの差し込みを行うなど一層の周知・啓発に努めているところです。 また、共益活動・共益費につきましては、その便益を享受されている入居者の皆様に負担いただくべきものと考えており、経済的負担を抑制するためにも、清掃や除草などの活動を行っていただいております。なお、現在、指定管理者において、原則有償であるが代行する業者を紹介する取り組みを行っています。今後も市営住宅の共益活動支援のあり方については、他の自治体と情報交換を行うなど検討を深めていきます。
担当	都市整備局 住宅部 管理課（管理担当） 電話：06-6208-9261

番号	【地域生活】2. ③
項目	大阪府の居住支援協議会である「Osaka 安心住まい推進協議会」に参画し障害者を含めた住宅確保要配慮者の入居可能なセーフティネット住宅の登録により大阪市内で約6700戸が登録されているとのことですが、ホームページ以外にわかりやすい窓口を開示、公表してください。市営住宅については保証人を廃止し、緊急連絡先を届け出るよう制度変更をしたとのことですが、市営住宅募集要項に明示してください。 また国の「住宅確保配慮者に対する居住支援機能等の在り方に関する検討会」は物件紹介にとどまらず福祉支援を取り込んだ取り組みを進めようとしています。大阪市の国との検討会の進捗状況をどのように認識し、今後大阪市としてどのように取り入れてゆくかを示してください。
(回答) 障がい者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の検索方法や住宅セーフティネット制度の周知、居住支援法人の一覧についてリーフレットを作成し、情報提供を行っています。 このリーフレットは、各区役所、各区基幹相談支援センター、こころの相談センターなどに配架しています。 また、国における「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の中間とりまとめ(案)を受けて、令和5年 12 月下旬からパブリックコメントが実施され、令和6年2月末に意見募集の結果が公表されたところです。 今後、こうした国の動きを注視しながら、引き続き、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた取組を進めてまいります。	
担当	都市整備局 企画部 安心居住課 電話:06-6208-9222

番号	【地域生活】2. ③
項目	大阪府の居住支援協議会である「Osaka 安心住まい推進協議会」に参画し障害者を含めた住宅確保要配慮者の入居可能なセーフティネット住宅の登録により大阪市内で約6700戸が登録されているとのことですが、ホームページ以外にわかりやすい窓口を開示、公表してください。<u>市営住宅については保証人を廃止し、緊急連絡先を届け出るよう制度変更をしたとのことですが、市営住宅募集要項に明示してください。</u> また国の「住宅確保配慮者に対する居住支援機能等の在り方に関する検討会」は物件紹介にとどまらず福祉支援を取り込んだ取り組みを進めようとしています。大阪市としてはこの国の検討会の進捗状況をどのように認識し、今後大阪市としてどのように取り入れてゆくかを示してください。
(回答) 本市では、令和2年4月1日より、市営住宅の入居に際し、保証人制度を廃止し緊急連絡先を届出するように制度を変更いたしました。 また、当該変更に伴い、申込みのしおりに独立した項目で同内容を記載しております。 (下線部について回答)	
担当	都市整備局 住宅部 管理課(管理担当) 電話:06-6208-9261

番号	【地域生活】 3. ①
項目	通所型障害福祉サービスの事業所の絶対数が不足しています。 昨年度の回答では法人等から相談があれば応じるとの意向であるが、民間に責任を転嫁するのではなく行政主導で拡大を実施してください。 また、障害者福祉サービスの内容は障害者の移行、適正、障害特性に添った責務が規定されているとの回答であったが、サービス内容について、前記の責務にそって<u>大阪市は個々の事業者の実施状況、支援の質をどのように検証、指導しているのかをあらかじめにしてください。</u>
(回答) 事業所のサービスの提供や支援の質の検証につきましては、年1回の集団指導において、指定基準や報酬算定基準に定める障がい福祉サービス等の取り扱い等を周知し、定期的に行う実地指導により、事業所の運営に関し助言・指導を行うほか、不適切な支援や運営基準違反が疑われる場合には個別に実地指導を行っています。 引き続き事業所の適切な運営に向けた指導に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	【地域生活】 3. ②
項目	国の「引きこもり支援推進事業」を大阪市はどのように実施しているのかをあきらかにしてください。地域で引きこもる精神障害者には支援の手が届いていないのが実情です。また府民が利用しやすいよう大阪府、市町村の「引きこもり支援相談窓口」を開示し、広く周知を図ってください。
(回答) 本市においては、平成 21 年度より、こころの健康センターにおいてひきこもり地域支援センターの運営を開始し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談に応じながら、相談者を適切な関係機関につなぐとともに、市民講座等のひきこもりに関する普及啓発やひきこもり支援者に対する研修会の開催のほか、ひきこもり家族教室及び家族交流会や医師による専門相談、LINE を活用した相談等を実施しております。 また、身近な相談窓口としては、保健福祉センターに配置している精神保健福祉相談員等の職員による訪問や面接、電話による相談も行っており、当センターと必要に応じて連携しながら継続的な支援を行っております。 周知につきましては、ホームページ「ひきこもりでお悩みの方へ」において相談事業や関係相談窓口の掲載を行うとともに、事業案内チラシやパンフレットを区役所及び地域の関係相談機関に配布し、対象者に案内しているほか、図書館や民間の薬局等市民が立ち寄る場にも配布しております。 今後もひきこもり状態にある本人や家族が情報を得られるよう、広く周知を行うとともに、必要な方へ直接的な支援が届けられるよう引き続き尽力してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 3. ③
項目	ヘルパーの絶対数の不足により、障害者の移行に沿った支援がむずかしく、ヘルパー事業所の運営の都合に合わせることを余儀なくされるのが現状です。 ヘルパー数が拡大するよう、ヘルパーへの報酬の充実などを大阪市として検討し、実施してください。
(回答) 障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、令和3年度の障がい福祉サービス等報酬改定で処遇改善加算の加算率について見直しが行われ、障がい児者施設については加算率が増加したところです。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	【地域生活】 3. ④
項目	地域で障がい福祉サービスを受けるための障がい支援区分調査を現在は高齢者認知症をベースにした介護保険制度区分調査項目を基礎にしているが、調査の際、精神障害者の特性に配慮するよう昨年度は要望したが相変わらず、項目が障害者には適切といえません。 さらに調査項目を障がい者の負担にならないよう精査し、簡略なものにしてください。
(回答) 障がい支援区分認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があり、80 の調査項目が国により定められています。 調査項目は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価するためのものであり、調査は、原則として1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を終了することとされていることから、複数回に分けて実施することができず、負担を感じる調査対象者もおられることと認識しています。 認定調査にあたっては、疲れやすい方や集中力が持続できない方などについては、状況に応じて、休憩を設けるなどの配慮を行うこととしております。 また、認定調査員には、調査対象者の方がリラックスして回答できるように調査場所を工夫することや、回答しやすいよう調査項目を分かりやすく説明するなど、質問方法や面接方法にも配慮するよう周知を図っております。 本市が独自に調査項目の簡略化を行うことはできませんが、今後とも、調査対象者の負担にも配慮しつつ、適正な調査の実施に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ） 電話：06-4392-1730

番号	【地域生活】 4. ①
項目	大阪府による保健所の大幅な統廃合以降、コロナ死亡率の高さなどが指摘されていても一向に保健所、保健センターの改善が進んでいません。<u>大阪市内保健福祉センター相談員の増員がなぜ進められないのか、現状をどう認識しているのか、を明らかにしてください。</u>
(回答) 本市では現在、各区保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、様々な相談に対応しているところです。 4区には精神保健福祉相談員を複数配置しており、また、保健師も精神保健福祉に関する相談に対応できるよう精神保健福祉に関する研修を実施し、体制整備に努めています。 対応の困難な事案については、こころの健康センターが技術的支援を行うなど、各区保健福祉センターと連携して対応にあたります。 今後も、誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会を目指して、各種精神保健福祉施策を推進してまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 4. ②
項目	保健センターグループワーク開催頻度が月一回に後退したままになっています。地域で暮らす精神障害者の地域の暮らしを心身ともに支えるために、従来通り毎週開催に戻すよう強く要望します。
(回答) 当事者の方が安心して地域で暮らしていくためには、地域の支援体制が重要であると考えています。グループワーク・運動・手工芸・生活技能訓練等を行う「地域生活向上教室」を各区保健福祉センターにおいて実施しています。 今後も、市民のニーズをふまえ、より良い事業のあり方を検討してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 5.
項目	ヤングケアラーについては現在支援が進んでいますが、親、18歳以上の子供、兄弟姉妹、配偶者などその他のケアラーについての支援が放置されています。すべての家族の負担の実態を調査し、必要な公的支援体制を構築してください。
(回答) こころやからだに不調のある家族や近親者に対して介護・看病・療育・世話などのケアを行う「ケアラー」に対する支援は、大変重要な課題と認識しています。 本市におけるケアラーの負担については、大阪市障がい者等基礎調査や、大阪市高齢者実態調査などの調査により実態把握に努めております。 ケアラー全体への支援につきましては、ケアラーが孤立しないようにすることが重要であると考えており、そのためには、 ①介護や援助を必要とする方を通じてケアラーと接する機会が多い相談支援機関やサービス提供事業所の職員といった、周囲の支援者の気づきの感度を上げていく。 ②ケアラー自身に気軽に相談できる環境があるということを知っていただく。 ③広く市民に、ケアラーの存在や支援の必要性を知っていただく。 という3つの視点が重要と考えております。 具体的には、 ・支援者の気づきの感度を上げるため、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等に向けて、ケアラーに関する周知・啓発 ・本市ホームページやちらし・ポスター等を活用し、ケアラーについての理解促進や相談窓口の周知 といった取組を行っているところです。 引き続き関係所属が連携し、ケアラーへの支援を一層推進してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06－6208－7970

番号	【地域生活】 6.
項目	災害時福祉避難所のさらなる拡大確保と場所の公開を至急開始してください。 能登半島の惨状は他人事ではありません。高い確率で東南海地震の確率が迫る危険への不安は、過密な大都市である大阪市内の障害者と家族の不安を大きくしています。 常日頃から避難できる場所を公開し、いざというときに避難できる場所を知っておくことができないと災害が起こってからでは、不安で精神疾患が悪化し避難に混乱をきたすことになります。 障害者と同じく家族を含めた家族単位での避難受け入れ場所を早急に確保してください。現状では、家族丸ごと被災し命を失いかねません。
(回答) 福祉避難所は、発災後に該当施設の安全性確認、受け入れの可否等を確認し、安全な利用が可能かどうかの状況を判断の上、開設することとしているため、まずは安全の確保という観点から災害時避難所に避難いただき、その後安全等が確保された段階で、保健師等により福祉避難所への移送が必要とされる方を判断し、移送若しくは移動をお願いする形となります。 また、本市では小中学校の災害時避難所においては、バリアフリー等に配慮した部屋を設ける等、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに努めています。 福祉避難所については、令和5年10月1日現在 361 施設を協定または指定しております。 災害時避難所と指定福祉避難所につきまして、下記の URL からご覧いただくことができますので、参考にいただければと思います。 https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000349214.html 今後とも、福祉避難所の確保に努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7389